

学校の働き方改革の推進に向けた 実行プログラム

令和8年4月

昭島市教育委員会

目 次

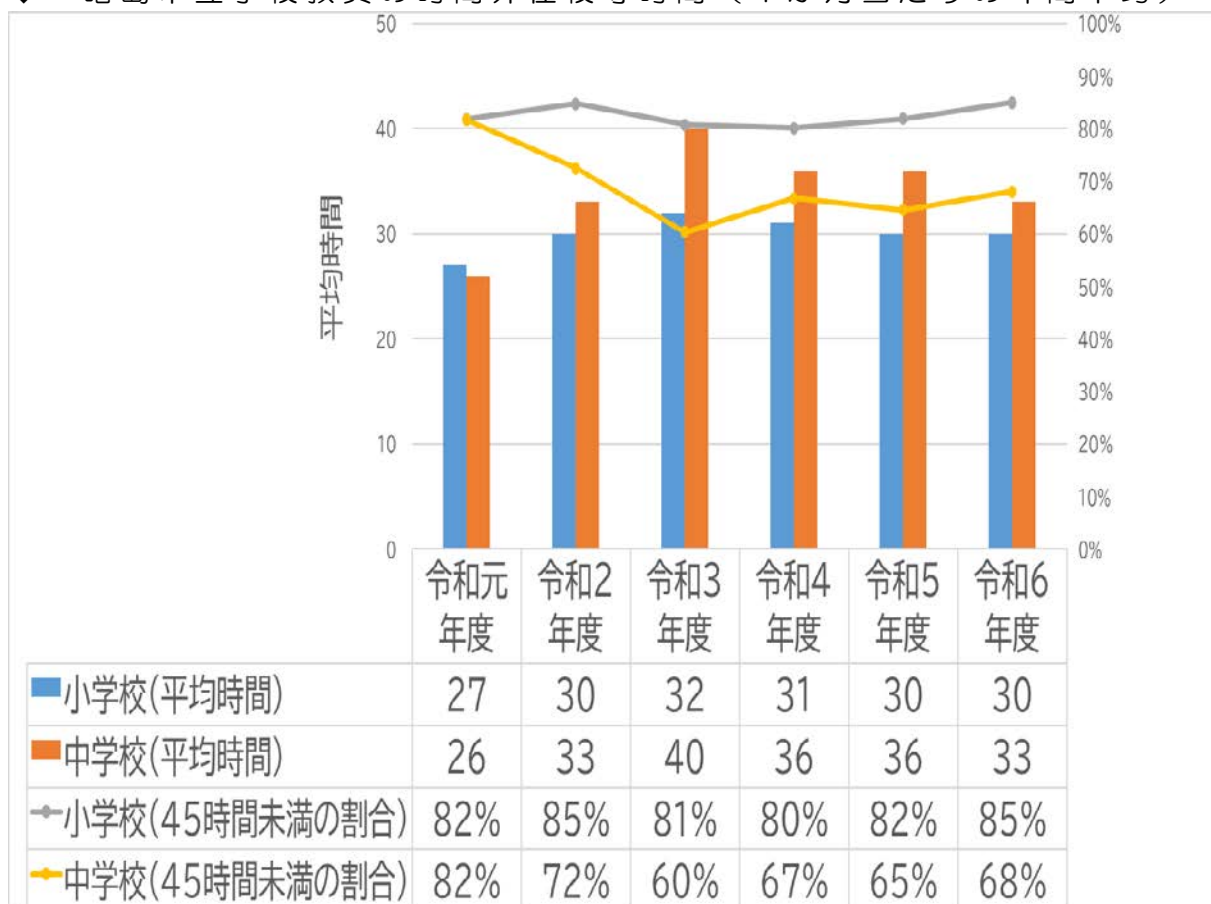
| | | |
|---|---------------------------|----|
| 1 | 策定の背景 | 1 |
| 2 | 策定の考え方 | 3 |
| 3 | 主な取組 | 4 |
| | (1) 学校・教員が担うべき業務の見直し | 4 |
| | (2) 学校を支える人材活用・家庭や地域等との協働 | 5 |
| | (3) 負担軽減・業務の効率化 | 6 |
| | (4) 働く環境の改善 | 6 |
| | (5) 意識改革・風土改革 | 8 |
| 4 | 学校の労働安全衛生に係る規程 | 11 |

1 策定の背景

(1) これまでの経緯と現状

昭島市教育委員会（以下、「市教育委員会」という。）は、教員の時間外在校等時間が長時間に及び状況を改善し、教員が情熱とやりがいをもって働くことができる職場環境を整備することにより、教員の心身の健康保持やライフ・ワーク・バランスの取れた生活を実現するとともに、教員が子どもと向き合う時間を十分に確保し、学校教育活動の質の維持向上を図るため、平成31年3月に「学校における働き方改革推進プラン」（以下、「前プラン」という。）を策定し、取組を実施してきた。取組の結果、教職員の時間外在校等時間の状況は改善傾向にあるが、依然として長時間に及び教職員が多い状況にある。

❖ 昭島市立学校教員の時間外在校等時間（1か月当たりの年間平均）



【傾向・分析】

令和元年度から令和3年度までは、時間外在校等時間が増加傾向であった。その後、令和6年度まで年々減少傾向であり、時間外在校等時間45時間未満の割合が増加傾向にあるが、依然として改善が求められる状況である。

(2) 学校を取り巻く状況

昨今、教員の安定的確保が困難となっており、時間外在校等時間が長時間に及ぶ状況の解消は喫緊の課題の一つである。また、教育DXやグローバル化といった新たな教育課題への対応や、いじめや不登校、その他の様々な困難を抱える児童・生徒に対するきめ細かな対応を行うことができるよう、授業準備や子どもたちと向き合うための時間を十分に確保するため、働き方改革の推進が重要である。

(3) 国や都の動向

国は、令和7年6月、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下、「給特法」という。）を改正し、服務監督をする教育委員会に対し、国が定める指針に即して「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定・公表、計画の実施状況の公表を義務付けた。この「学校の働き方改革の推進に向けた実行プログラム」（以下、「本実行プログラム」という。）は、国が定める指針に基づき、市教育委員会として策定するものである。

都は、令和6年3月、「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」（以下、「都実行プログラム」という。）を策定した。また、令和7年11月、都実行プログラムを、給特法第8条に基づく業務量管理・健康確保措置実施計画に充てた。都は、区市町村立小・中学校の都費負担教員の任命権者であり、区市町村教育委員会における働き方改革の取組を促進していく責務を有している。このことから、都が策定する都実行プログラムを参考にし、市立学校の実態や市教育委員会の取組状況を踏まえて、本実行プログラムを策定する。

2 策定の考え方

(1) 目的

次代を担う子どもたちの豊かな学びと健やかな成長に向けて、教員の心身の健康保持の実現と教員が誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の質の維持・向上を図る。

(2) 位置付け

給特法第8条に基づく、市立学校教員の服務監督権者である市教育委員会の実施計画

(3) 計画期間

令和8年度から令和11年度まで（4年間）

(4) 成果指標・目標値

| | 成果指標 | 現状 | 目標 |
|----------------|--|--------------------|---------|
| | | 令和6年度 | 令和11年度 |
| ① 時間外在校等時間 | 時間外在校等時間の1か月当たり年間平均時間 | 小 30 時間 中 33 時間 | 30 時間未満 |
| | 時間外在校等時間が1か月当たり年間平均 45 時間未満の教員の割合 | 小 85% 中 68% | 100% |
| ② 業務への負担・支援 | 教職員のストレスチェック「仕事の負担度」の健康リスクの値※1 | 105 | 100 以下 |
| | 教職員のストレスチェック「職場の支援」の健康リスク 100 以下の学校数※1 | 18 校 | 全 19 校 |
| ③ ライフ・ワーク・バランス | 教員（管理職等含む）の1年当たり年次有給休暇取得日数※2 | 15.9 日 | 18 日 |
| ④ 働きがい | 教職員のストレスチェック「働きがい」の値※3 | 1.7 (全国平均 2.2) | 1.6 以下 |

※1 「仕事の負担度」とは、仕事量の負荷とコントロールの程度が与える健康リスクである。また、「職場の支援」とは、上司や同僚の支援が与える健康のリスクである。標準を 100 として、数値が高くなるとストレスが高いと評価される。数値が 120 を超えると、すでに何らかのストレス問題が発生している場合が高いと判断される。

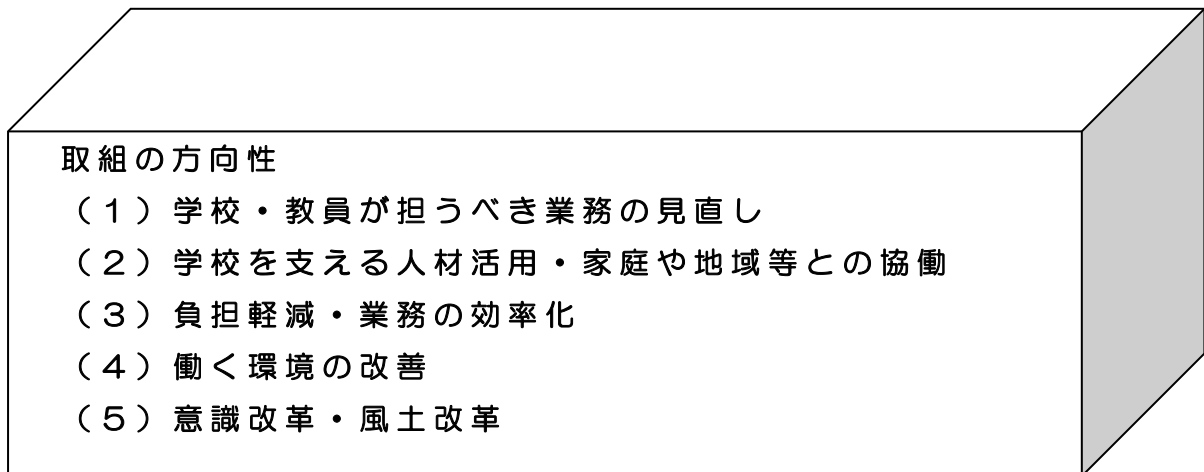
※2 対象者は、年間を通して妊娠出産休暇・育児休業、病気休職・病気休職を取得していた者、年間を通して派遣されていた者、年度途中退職者、年度途中採用者を除いた者である。

※3 「働きがい」の値とは、普通を 3 として、数値が低いほど「働きがい」が高く、ストレスが低いと判断される。一方で、数値が高いほど、「働きがい」が低く、ストレスが高いと判断され、注意が必要となる。

3 主な取組

本実行プログラムでは、取組の方向性として以下の5つの柱を掲げ、学校における働き方改革の推進に向けた具体的な取組を行うこととする。

市教育委員会は、自ら改革に取り組むとともに、各学校、そして教員一人一人が、それぞれの立場で自分事として主体的に改革を進められるよう、支援や働きかけに取り組んでいく。



(1) 学校・教員が担うべき業務の見直し

ア 登下校時の通学路における安全確保【学務担当】

児童・生徒の登下校時における安全確保を図り、小学校低学年の下校時刻に合わせて市の防災無線を使って、子どもたちの下校時刻であることをお知らせし、市内全域に子どもたちを見守ってもらえるよう呼び掛けを行う。

児童・生徒を犯罪から守るため、登録制の見守り活動のボランティアである通学路安全連絡員や、児童・生徒が緊急時に助けを求めることができる「ピーポくんの家」の協力者の募集、登録を行う。

警察官 OB であるスクールガード・リーダーが登下校区域や学校施設を巡回し、危険箇所の確認を行って学校に改善策の指導を行う。

地域の見守り活動を補完するとともに、犯罪等を抑止することを目的として、市内小学校の通学路に防犯カメラを設置する。

イ 小学校早朝見守り【教育総務課】

共働き世帯が増加する中で、所謂「朝の小1の壁」が社会的な課題となっているため、早朝に登校する児童の安全な居場所を確保できるよう、令

和7年度から小学校5校において見守り事業を試行実施しており、今後、更なる展開を検討する。

ウ 学校の業務改善の検証【指導課】

各学校の業務改善に向けた意向や具体的な取組を検証する中で、業務改善につなげる。

(2) 学校を支える人材活用・家庭や地域等との協働

ア 学校を支える人材の配置【指導課・教育総務課】

副校長補佐、スクール・サポート・スタッフ、エデュケーション・アシスタント、学習支援員、学校ICT支援員などの支援スタッフを効果的に活用するとともに、スクール・カウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心理士等の専門職と円滑に連携して、教員の負担軽減が図れるよう、学校を支える人材を配置する。

イ 部活動の地域展開等の推進【指導課】

部活動指導員及び部活動指導補助員を配置し、教員の負担軽減を図る。また、部活動の地域展開等を推進し、生徒の興味関心に応じたスポーツや文化活動の機会を確保するとともに、地域やコミュニティの活性化にも資する環境の整備に努める中で、教員の負担軽減につなげる。

ウ コミュニティ・スクールの推進【指導課】

令和7年度に、市内全ての学校において、学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールへ移行した。学校と家庭、地域の皆様との連携、協働を基盤として、「地域とともにある学校づくり」、「学校を核とした地域づくり」を目指し、学校と地域双方の活気に資する取組となるよう推進する。

エ 地域学校協働本部の設置【指導課】

学校運営協議会と協働体制を組んで地域学校協働活動を実施する地域学校協働本部の段階的な設置と、その活動の核となって学校と地域の人材を結びコーディネーターの配置を検討していく。

(3) 負担軽減・業務の効率化

ア 水泳指導民間活用【指導課】

民間の屋内プール施設及び施設所属の専門指導員の活用により、安全・安心、かつ効果的な水泳指導、並びに教員の働き方改革の推進に向けた取組として、令和5年度2校、令和6年度から令和7年度まで4校において、民間活用による水泳指導を実施している。今後、更なる実施に向けて検討する。

イ 小学校教科担任制及び中学校35人学級の推進【指導課】

教員の負担軽減と教育の質の向上を図るため、加配措置による小学校高学年における教科担任制を、令和6年度から拝島第三小学校、令和7年度から拝島第一小学校において実施している。今後、令和10年度までに12学級以上の全校へ導入するための体制を整備する。また、中学校において令和10年度までに段階的に35人学級を実施することに伴い、適正な学級編制を行う。

ウ 教育課程編成に係る指導・助言【指導課】

各学校の教育課程編成においては、真に必要な授業時数の設定や、効果的な教育活動の工夫など、改善が適切に行われるよう、毎年度、学校に対して指導・助言を行う。

エ スクールロイヤー制度の充実【指導課】

令和6年度から、学校では対応が困難な事案に関する相談窓口として、法的な専門知識を活かして助言などを行うスクールロイヤーを導入した。令和7年度から、スクールロイヤーを2人体制とし、効果的に活用できる体制を整備した。引き続き体制整備に努め、学校運営の安定化と教職員の負担軽減を図る。

(4) 働く環境の改善

ア 学校の労働安全衛生管理体制の整備【指導課】

市教育委員会は、副校長の労働安全衛生推進者としての意識向上の研修等を定例副校長会と併せて行う。

学校は、昭島市立学校職員労働安全衛生規程（令和3年4月）に基づき、教職員の労務管理の徹底を指示し、進行管理を行う。

イ 学校の電話機能の充実及び連絡時間の設定【指導課、教育総務課】

全校に自動応答メッセージ対応電話を設置するとともに、電話機へのナンバーディスプレイ機能や録音機能の追加等により、教職員の職場環境の改善に努める。

保護者・地域との電話連絡・相談は原則として教員の勤務時間の終了時刻の午後4時45分までとする。ただし、緊急時は除く。また、保護者・地域の都合により、やむを得ない場合に限り管理職の判断で午後4時45分以降も対応できる。（義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第5条第2項第四号、いわゆる超勤四項目の四）なお、電話連絡・相談の終了時刻は午後7時30分までの時刻を各学校で定めることも可能とする。その際は各学校から保護者等に周知する。

市教育委員会は、広報等を活用して学校への連絡・相談時間について周知する。

（令和7年度時点）

○ 平日夜間・休日における自動応答メッセージ対応

| | | |
|-------------|-----------------------|-------|
| 小学校（通年） | 平日：午後6時00分から午前7時30分まで | 休日：終日 |
| 小学校（長期休業期間） | 平日：午後5時00分から午前8時00分まで | 休日：終日 |
| 中学校（通年） | 平日：午後7時00分から午前7時30分まで | 休日：終日 |
| 中学校（長期休業期間） | 平日：午後5時00分から午前8時00分まで | 休日：終日 |

※学校公開日等を除く土曜日と日曜日、祝日、長期休業期間中等の学校閉庁日は、休日となる。

※休業日等で対応時間が変更となる場合は、学校だより等で知らせる。

ウ 年次有給休暇・夏季休暇、育児休業等の取得促進【指導課・教育総務課】

休暇・休業制度を活用しやすい環境を整備するため、定時退勤日や学校閉庁日を設定するとともに、男性教職員の育児休業等の意義について周知・啓発する。

〈各学校に定時退勤日を設定する〉

- 各学校は、定時退勤日を毎週又は月に4～5日を設定し、教職員に周知するとともに取組を徹底する。設定された日に定時退勤ができない場合は、その週の中で定時退勤できるようにする。
- 市教育委員会は6月・10月・2月を定時退勤強化月間とし、状況を把握して必要に応じて学校に指導・助言する。
- 各学校の管理職は、設定した曜日又は日にちは厳格に退勤管理をする。

〈学校閉庁日を設定する〉

- 各学校は、夏季休業中に学校閉庁日を連続して7日以上（土日祝を含む）設ける。
- 学校閉庁日期間は、交換便はなしとする。電話等の連絡もなしとする。

エ 相談しやすい職場づくりの推進【指導課】

臨床心理士等が学校を訪問し、教員と個別面談を行う都のアウトリーチ型相談事業の実施や、教員が気軽に相談できる都の相談窓口を案内する等、メンタルヘルス対策を推進する。

（5）意識改革・風土改革

ア 在校等時間の客観的把握及び服務規律の徹底【指導課】

出退勤タブレット等により在校等時間を正確に把握するとともに、服務規律の徹底を図る。

〈出退勤タブレット等を活用した教員の時間管理を行う〉

- 市教育委員会は、出退勤タブレット等により記録された教員の時間外在校等時間を学校ごとに把握し、学校に対して指導・助言する。また、学校の業務量を把握し、改善に努める。
- 管理職は出退勤タブレット等を活用して、教職員の出退勤の管理を行う。
- 校長は、前年度の時間外在校等時間を基に削減目標を設定し、自己申告書に明記した上で業務改善を行う。
- 教員の時間外在校等時間については、1か月について45時間、1年について360時間の上限を目安とする。但し、児童・生徒等に係る特別な事情により業務を行わざるを得ない場合は、1か月の時間外在校等時間100時間未満、1年間の時間外在校等時間720時間以内とする。（連続する複数月の平均時間外在校等時間は80時間以内かつ、時間外在校等時間45時間超の月は年間6カ月まで）
- 管理職は、時間外在校等時間を把握し、次の措置に努める。
 - ・時間外在校等時間が、月40時間～60時間未満の教員には管理職から注意喚起を行うとともに健康状態の把握に努める。
 - ・月60時間～80時間未満の教員には、管理職による面接を実施する。
 - ・月80時間超えの教員には、教育委員会指導課と校長の判断により産業医の受診（面接指導）を勧める。

- ・月 80 時間を 2 ヶ月以上連続した教員は、産業医の受診（面接指導）を繰り返し勧めるとともに、教育委員会指導課は校長に対して業務管理について指導・助言をする。
- 校長は、教員の時間外在校等時間を把握し、一人一人の教員への支援や学校全体の業務量の改善に努める。
- 教員は、在校等時間を意識した職務遂行に努め、適切な管理ができるようにする。
- 学校は、在校等時間の記録である「在校等時間記録」「自己申告時間」を公文書として、5 年間保管する。

〈業務に従事する時刻を適正に管理する〉

- 教員は時間外在校等時間のうち、自己研鑽等業務に従事していなかった時間を管理職に申告する。

〈最終退勤時刻を設定する〉

- 全小・中学校の最終退勤時刻を午後 8 時とする。
- 最終退勤時刻後も学校に残る場合は管理職への申請制とする。管理職が許可した場合においても必要最低限とし、業務内容は管理職が把握する。

〈休日の出退勤を管理する〉

- 教員は休日の出勤は控える。止むを得ず出勤する際には、前日までに管理職に出勤申請をし、その承認を得る。中学校の部活動についても、同様の扱いとする。
- 休日の出勤について申請の承認を得た教員については、出退勤タブレット等による出退勤管理をする。

イ 教員の意識改革【指導課】

本実行プログラムの目的・目標等に適合して、各学校が、学校経営重点計画（教育推進計画）年度末評価の項目に、学校の働き方改革の取組を位置付け、取組を推進するよう、指導・助言を行う。

ウ 在校等時間の見える化【指導課】

学校におけるタイムマネジメントを意識した働き方を促すため、市内学校全体の時間外在校等時間（1 か月当たりの年間平均）を公表し、在校等時間の見える化を推進する。

エ 保護者・地域への理解促進の取組【全課、指導課】

保護者や地域に、学校現場の状況を認識してもらうための情報提供に努める。

各学校の学校運営協議会において、学校の働き方改革の方針を盛り込んだ学校経営方針の承認を必ず受けるようにし、保護者や地域から学校の働き方改革への理解、協力が得られるように努める。

主な取組一覧

- (1) 学校・教員が担うべき業務の見直し
 - ア 登下校時の通学路における安全確保【学務担当】
 - イ 小学校早朝見守り【教育総務課】
 - ウ 学校の業務改善の検証【指導課】
- (2) 外部人材活用・家庭や地域等との協働
 - ア 学校を支える人材の配置【指導課・教育総務課】
 - イ 部活動の地域展開等の推進【指導課】
 - ウ コミュニティ・スクールの推進【指導課】
 - エ 地域学校協働本部の設置【指導課】
- (3) 負担軽減・業務の効率化
 - ア 水泳指導民間活用【指導課】
 - イ 小学校教科担任制及び中学校 35 人学級の推進【指導課】
 - ウ 教育課程編成に係る指導・助言【指導課】
 - エ スクールロイヤー制度の充実【指導課】
- (4) 働く環境の改善
 - ア 学校の労働安全衛生管理体制の整備【指導課】
 - イ 学校の電話機能の充実及び連絡時間の設定【指導課、教育総務課】
 - ウ 年次有給休暇・夏季休暇、育児休業等の取得促進【指導課・教育総務課】
 - エ 相談しやすい職場づくりの推進【指導課】
- (5) 意識改革・風土改革
 - ア 在校等時間の客観的把握及び服務規律の徹底【指導課】
 - イ 教員の意識改革【指導課】
 - ウ 在校等時間の見える化【指導課】
 - エ 保護者・地域への理解促進の取組【全課、指導課】

4 学校の労働安全衛生に係る規程

昭島市立職員労働安全衛生管理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）その他関係法令の規定に基づき、昭島市立学校における職員の安全及び健康の確保並びに快適な職場環境の形成の促進に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、職員とは、昭島市立小中学校に常時勤務する都費負担の職員及びこれに準ずるものとして昭島市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が認める者をいう。

(教育委員会の責務)

第3条 昭島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、職員の安全及び健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進するよう努めなければならない。

(校長の責務)

第4条 昭島市立小中学校長（以下「校長」という。）は、当該学校において職員の安全及び健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進するよう努めなければならない。

(職員の責務)

第5条 職員は、教育委員会及び校長が実施する職員の安全及び健康の確保並びに快適な職場環境の形成のための措置に従うよう努めなければならない。

(学校総括衛生推進者の設置)

第6条 職員の保健衛生業務の総括管理を行うため、学校総括衛生推進者を置く。
2 学校総括衛生推進者は、学校教育部長の職にある者をもって充てる。

(学校総括衛生推進者の職務)

第7条 学校総括衛生推進者は、衛生管理者・衛生推進者を指揮し、次に掲げる業務を総括管理する。

- (1) 職員の保健衛生のための教育の実施に関すること。
- (2) 健康診断の実施その他健康管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、職員の保健衛生に関すること。

(衛生管理者の設置)

第8条 法第12条第1項の規定に基づき、常時50人以上の職員を使用する学校（以下「該当校」という。）に衛生管理者を置く。

2 教育長は、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「省令」という。）第7条第1項及び第10条の規定により、衛生管理者を選任する。
（衛生管理者の職務）

第9条 衛生管理者は、法第12条第1項の規定により、その所属する学校において、次に掲げる業務のうち衛生に係る技術的事項を管理する。

- （1）職員の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
- （2）職員の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
- （3）健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
- （4）公務上の災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- （5）前各号に掲げるもののほか、公務上の災害を防止するため必要な業務で、教育長が認めるもの

（衛生推進者の設置）

第10条 法第12条の2の規定に基づき、昭島市立小中学校（該当校を除く。）に衛生推進者を置く。

2 教育長は、省令第12条の3の規定により、昭島市立小中学校副校長を衛生推進者に任命する。

（衛生推進者の職務）

第11条 衛生推進者は、法第12条の2の規定により、その所属する学校において、第9条第1項各号に掲げる業務のうち衛生に係る業務を担当する。

（産業医の設置）

第12条 法第13条第1項の規定に基づき、該当校に産業医を置く。

2 教育長は、省令第13条第1項及び第14条第2項の規定により、産業医を選任する。

（産業医の任期）

第13条 産業医の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、任期中においてもその職を解くことができる。

- （1）自己の都合により辞職を申し出た場合
- （2）心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられない場合
- （3）前2号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める場合

（産業医の職務）

第14条 産業医は、法第13条第1項及び省令第14条第1項の規定により、該当校において、次に掲げる事項で医学に関する専門的知識を必要とする職務を行う。

- （1）健康診断の実施及びその結果に基づき職員の健康を保持するための措

置に関する事。

(2) 作業環境の維持管理に関する事。

(3) 作業の管理に関する事。

(4) 前3号に掲げるもののほか、職員の健康管理に関する事。

(5) 健康教育、健康相談その他職員の健康の保持増進を図るための措置に関する事。

(6) 衛生教育に関する事。

(7) 職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関する事。

2 産業医は、省令第14条第3項の規定により、前項各号に掲げる事項について、衛生管理者に対して指導し、又は助言することができる。

3 産業医は、省令第15条の規定により、少なくとも毎月1回該当校を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、職員の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

4 産業医は、昭島市立小中学校（該当校を除く。）の職員に対し、健康を確保するため必要があると認めるときは、健康指導等を実施することとする。

（健康診断の実施）

第15条 教育長は、法第66条及び学校保健安全法第15条並びに関係法令の規定により、職員の健康管理のため、健康診断を実施する。

2 健康診断は、定期健康診断及び特別健康診断とする。

3 定期健康診断は、毎年1回以上実施する。

4 特別健康診断は、教育長が認めた場合に、必要と認める職員に対して行う。

（心理的な負担の程度を把握するための検査の実施）

第16条 教育長は、職員の健康管理のため、法第66条の10第1項の規定により、心理的な負担の程度を把握するための検査を毎年1回以上実施する。

（衛生委員会の設置）

第17条 法第18条第1項の規定に基づき、該当校に衛生委員会を設置する。

（衛生委員会の構成）

第18条 衛生委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 該当校の学校長 1人

(2) 衛生管理者 1人

(3) 産業医 1人

(4) 衛生に関し経験を有する職員のうちから教育長が任命する職員 4人

2 教育長は、法第18条第4項において準用する法第17条第4項の規定により、前項第1号の委員以外の委員の半数については、該当校の職員の過半数の推薦に基づき選任する。

（委員の任期）

第19条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第20条 衛生委員会に委員長を置き、第18条第1項第1号の委員をもって充てる。

(衛生委員会の所掌事項)

第21条 衛生委員会は、法第18条第1項の規定により、次に掲げる事項を調査審議し、教育長に意見を述べるものとする。

- (1) 職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- (3) 公務上の災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項

(衛生委員会の会議)

第22条 委員長は、会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 3 衛生委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 4 衛生委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 5 衛生委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 衛生委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、衛生委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が衛生委員会に諮って定める。

(衛生管理者等に対する教育等)

第23条 教育長は、法第19条の2の規定により、衛生管理者、衛生推進者その他公務上の災害の防止のための業務に従事する者に対し、その従事する業務に関する能力の向上を図るための教育、講習等を行い、又はこれらを受けられる機会を与えるように努めなければならない。

- 2 教育長は、法第59条の規定により、職員が配属されたとき、又は作業内容を変更したときは、当該職員に対し、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

(学校総括衛生推進会議の設置)

第24条 学校の安全及び衛生に関する事項を調査及び検討するために、教育委員会に学校総括衛生推進会議を置く。

(委任)

第25条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

(昭島市立学校衛生推進者設置規程の廃止)

2 昭島市立学校衛生推進者設置規程(平成23年教育委員会教育長訓令第1号)は、廃止する。